

○ 推進枠

(令和7年4月1日更新)

【推進枠 中山間地域】

(推進－1) 中山間地域の体制整備における優先枠の考え方いかん。

(推進－2) 中山間地域所得確保計画（中山間地域所得向上計画）と連携する取組とは何か。

(推進－3) 中山間地域所得確保計画と連携する取組として申請する場合、いつまでに本事業が関連事業として記載された中山間地域所得確保計画を策定する必要があるか（追加）

【推進枠 中山間地域】

（推進－１）中山間地域の体制整備における推進枠の考え方がいかに。

（答）

優先枠（中山間地域の体制整備）は、中山間地域所得確保計画（中山間地域所得向上計画）と連携する取組について、

- ① 面積要件の撤廃
 - ② 上限事業費の通常比 1.3 倍
- という措置を講じるものである。

（推進－２）中山間地域所得確保計画（中山間地域所得向上計画）と連携する取組とは何か。
（修正）

（答）

中山間地域所得確保計画（または中山間所得向上計画）のうち、関連事業として産地生産基盤パワーアップ事業が記載されているケースを想定している。

（推進－３）中山間地域所得確保計画と連携する取組として申請する場合、いつまでに本事業が関連事業として記載された中山間地域所得確保計画を策定する必要があるか（追加）

（答）

- 1 原則、本事業の申請時に、本事業を関連事業として位置付けた中山間地域所得確保計画が策定されている必要がある。
- 2 ただし、本事業の申請時に、中山間所得確保推進事業の申請書と一緒に提出する事業実施計画の関連事業の欄に本事業名が記載されていれば、連携する取組としてみなすこととする。